

報告第 34 号

公立大学法人熊本県立大学の第3期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第6項の規定により、熊本県公立大学法人評価委員会が行った公立大学法人熊本県立大学の第3期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価について、別冊のとおり報告する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫